



# 令和5年 廃棄物規制課の取組について

新年明けましておめでとうございます。日頃から産業廃棄物行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和5年の新春を迎えるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

昨年も新型コロナウイルス感染症や世界的なエネルギー価格の高騰への対応が求められる中、産業廃棄物処理業の皆様におかれては、廃棄物の適切処理を通じて国民生活・国民経済の安定確保に貢献いただき、心から御礼申し上げます。

こうした社会・経済情勢の変化も踏まえつつ、環境省では昨年9月、2050年を見据えて目指すべき循環経済の方向性と2030年に向けた素材、製品ごとの施策の方向性を示す循環経済工程表を策定しました。この工程表では、2030年度までに、企業、自治体によるプラスチック資源としての回収量や、金属のリサイクル原料の処理量を倍増させ、循環経済関連ビジネスの市場規模を、現在の約50兆円から80兆円以上にすることを目指すという目標を掲げています。こうした循環経済アプローチによって資源循環を進めることは、ライフサイクル全体における温室効果ガスの低減にも貢献することになります。令和5年は、この循環経済工程表で示した方向性の一層の具体化を図ってまいります。

資源循環と脱炭素を両立する廃棄物処理システムを構築していくためには、動脈・静脈が一体となってサプライチェーン全体で取組を進めていくことが重要です。昨年4月1日に施行した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」においても、動脈から静脈まで一体となった取組が包括的に進められていますが、こうした取組を横展開で進めていくことが必要と考えています。サプライチェーンの上流から下流まで、中小企業も含めたあらゆる企業が協力して資源循環の取組を進め、それが環境面での課題解決にとどまらず、事業機会の拡大や地域の活性化につながるような環境整備を行ってまいります。

PCB廃棄物の期限内処理に向けた取組も進めてまいります。高濃度PCB廃棄物の処理については、多くの関係者の皆様の御理解・御協力をいただきながら、PCB特別措置法に基づき、環境省が主導して全国5か所のJESCOの処理施設で処理を進めてきました。令和5年

3月には北海道・東京事業地域の安定器及び汚染物等に係る処分期間が終了いたします。引き続きPCB廃棄物の処理完了に向けて必要な取組を進めてまいります。また、低濃度PCB廃棄物についても、環境大臣の無害化処理認定制度や都道府県市の特別管理産業廃棄物処分業者の許可制度を活用した処理施設立地の取組が進んでおります。こうした民間事業者による処理体制の充実・多様化を図っていくほか、低濃度PCB使用製品の実態把握等を加速化してまいります。

不法投棄対策も転換点を迎えております。廃棄物処理法の平成九年改正法施行前に行われた産業廃棄物の不法投棄等に関して、期限を区切りその支障除去等の措置を迅速に行うため、産廃特措法に基づいて、これまで15自治体19事案に対して支障除去等事業を行う場合に必要となる費用の支援を行ってまいりました。その産廃特措法は今年3月で失効予定となっておりますが、これまで支援した多くの事案において、生活環境に影響が生じない状態を維持するために、廃棄物の撤去や対策工事等が完了した後も、一定期間、継続して水処理やモニタリング等の事業を行う必要が生じていることから、令和4年度補正予算においてその費用の一部を補助することといたしました。また、廃棄物処理法の平成九年改正法施行以降に発生した産業廃棄物の不法投棄等に対する支障除去等事業を支援するために設けられた基金については、国庫補助と産業界からの出えんによって維持してまいりました。本基金制度の効果を持続可能なものとするため、今年、基金の運用状況及び今後の社会情勢を踏まえつつ、その支援の在り方を見直すこととしております。環境省としても、不法投棄等の撲滅・安全安心な地域社会の維持に向けた取組を引き続き推進してまいりますので、本基金への御出えんについて、御協力をお願いいたします。

この他にも、デジタル化の推進や改正パーゼル条約への対応、太陽光パネルのリサイクルなど、資源循環を取り巻く課題は多く存在しております。こうした諸課題に全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解・御協力をよろしくお願いいたします。末尾ながら、産業廃棄物業界の一層の発展を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。